

令和6年度（2024）第2回出雲市障がい者施策推進協議会会議録（要旨）

1. 開会	本協議会を公開で開催
2. 会長あいさつ	省略
3. 議事	
会長	では、議事に入る。 資料1 相談支援体制について、まず事務局から説明をお願いします。
事務局	（事務局説明）
会長	ありがとうございました。 では、ここで4月から、基幹相談支援センターの業務にあたる法人の方に、一言をお願いします。
法人代表者	このたび、ハートピア出雲で、基幹相談支援センターの役割を担うということになりました。ハートピア出雲は、平成24年度から12年間、相談支援の機能強化事業所として、相談支援事業所に対して指導助言を行ったり、困難ケースを受け入れたりといった仕事をしてきたので、その経験を生かしてやっていきたいと思っております。 基幹相談支援センターとして事業を行う法人が一つということで、当初のやりたいことがすべてできるかどうかはわかりませんが、専従の職員1名のほか、ハートピア出雲の相談員で兼務の者がおりますので、全員でこの職にあたりたいと思っております。 さらに、出雲らしい相談支援体制が以前から求められており、基幹相談支援センターだけが動くのではなく、市と連携しながら、さらに9つの委託相談支援事業所と手と手を取り合って、また、ハートピア出雲の職員が力を合わせて、この職に当たりたいと思っております。 当初はいろいろと、戸惑うこともあるかもしれませんが、少しずつ、基幹相談支援センターが動くようになって、障がいがある方、障がいがある子どもさんの保護者さんのために、尽くせればよろしいかと思っております。 皆様のお力をいただきたいと思っております。 どうぞよろしくお願いいたします。
会長	ありがとうございました。 それでは、今の事務局の説明に対し何かご意見ご質問があるか。
A 委員	まず、基幹相談支援センターを設置することの意義のお話で、複雑化する相談に対応していく必要性が出てきているという中で、こういった基幹相談支援センターを設置することになったと理解しています。センターの専従の職員1名が、そのほか9つの支援事業所と連携をとったり、市と連携をとったりして、出雲らしい相談事業を進めていきたいというお話であったと思う。少し、私は何か疑問に思うのは、本来、想定されていたのは2つの事業所で、専従の職員さんが2名となっていたと思いますが、今回、1名だということです。 正直言って2名と書かれた資料を見ていたときも、はたして、2名の職員プラス何人かの職員だけで、本当にいろいろと複雑化した困難ケースをきっちと相

	<p>談対応していくことができるのかと心配に思いました。そのあたりを、何か考えておられるようなことがあれば、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。</p>
会長	事務局、いかがか。
事務局	<p>ご指摘のとおり、当初、2事業所へ委託し、専従職員2人は、主任相談支援専門員を配置するという計画でございましたが、このたび1事業所へ委託し、1名の主任相談支援専門員を配置して業務をスタートすることになりました。</p> <p>確かに、重度化複雑化していく相談の支援を、1名の専従のみで行うのは大変困難なことではあります。先ほどご説明したとおり、センターは市と連携しながら、そして専従は1名ですが、ハートピア出雲に、兼務職員として、基幹相談支援センターの業務に相談支援専門員を配置していただくことになっております。スタート時は1名の主任相談支援専門員の配置であります。業務を開始して、相談を受けながら、体制についても改善を図りたいと考えております。</p>
会長	続いて、法人代表者の方から何かありますか。
法人代表者	<p>この市役所のキッズルームに、専従の職員を1名配置します。しかし機能強化事業所するときもそうだったのですが、他にハートピア出雲には相談支援専門員がおり、4名の兼務の相談員が、個別に担当するケースの計画相談支援もしながらではありますが、一緒に専従の職員を助けてやっていこうと思っております。それから、当然、ハートピア出雲の相談員だけですべての問題を解決するという事は、できないと思います。あくまで基幹相談センターは総合的な窓口としていったん相談を受け入れ、どういう機関につなげるか、また、専門機関の方々と一緒に解決に向かう橋渡し役となることが、この基幹相談センターの一番の仕事になると思います。ハートピア出雲だけで解決するのではなく、市も含めて、役割分担をはっきりさせて、障がいのある方の相談の解決に向けて、やっていこうと思っておりますので、そういう方向性を持ちながら、業務を推進していこうと思っております。</p> <p>ありがとうございました。</p>
会長	<p>A委員、よろしいか。</p> <p>最初のところでのご説明があったが、我々のところにも相談が案外届くかもしれません。オール出雲で、みんなでやろう、というところの元締めを今、こちらの法人でやっていただくというイメージを持っています。</p> <p>4月当初の形と、3月頃にはまた違う状況になってるかもしれませんが、いい方向にどんどん作っていったら、そんな1年にできたらいいなと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>他に質問あるか。では、そうだと専門部会からの提言をお願いする。</p>
そうだと 専門部会長	(部会長説明)
会長	どうもありがとうございました。アンケートの情報をもとに分析もしていただいています。そうだと専門部会の提言について、ご質問ご意見があるか。

<p>B 委員</p>	<p>資料2の3ページにあるように、相談支援事業所が旧出雲市に集中しているということは、利用者の立場としては大変かなと思います。相談支援事業所が無い地域では、例えば、市の行政センターを相談の場として活用するというのはどうでしょうか。行政センターには保健師も配置されています。当事者の家族会や当事者の協力を得て相談の場に参加してもらって、共感できる体験をお話できるということもあるのではないかと思います。</p> <p>それと、6ページの委託相談事業所の課題として、「今後も増えると思われる精神障がい者や障がい児にかかる相談体制の強化」と記載されていますが、具体的には、どんな面どんな体制にしたらいいかと、どういうふうにイメージ化していращるか教えていただきたいと思います。</p> <p>例えば、私がイメージするのは、スタッフに、弁護士や、心理職でカウンセリングができるような人を配置し、本当に困っておられる人の心、真髓に触れられるような相談体制になるとよいのではと思います。</p> <p>また、相談員には経験豊かな人もいれば、経験が1年から3年未満の人まで幅があり、研修しながら、支援に携わる経験を積み重ねながら、ケースに学び、教えてもらいながら、いろいろと成長していけるんじゃないかなと私は思いますので、相談員の研修に、当事者の方や家族が経験したことに触れさせていただき研修の一助にしていただけると良いと思います。</p> <p>家族会で、「家族でないと話せないから」ということで、相談を受けました。困ってる人をどのように見つけていくかということが大切です。</p> <p>それで、「相談支援の体制が四層構造」というお話を聞いてもよくわからないのではないかなと思うんです。だから、どこへ行っても、相談して良かったという印象が持てるような相談事業所をどう作っていくか、それから、利用した者も気が付いたことは「こんなことがよかった」と伝えていくことも必要かなと私は思いました。</p>
<p>会長</p>	<p>B 委員、ありがとうございました。今のご発言で、いくつかの話題提供もいただいた。課題のところにあった、例えば大社地域には相談支援事業所がない、ということに対し、例えば行政センターの活用ということの一つの案として提案していただいた。</p> <p>それから、当事者や、家族会の人たちの声の活用という生の声を、相談の中にも、あるいは研修の中にも取り入れていくことによって、「良い相談ができて今日は帰れた」というソフトの面の充実ということも大事ではないのかなというご提案をいただいた。</p> <p>それから、スタッフに弁護士や心理職など幅広い職種の人、専門職の方もおられると良いのではないかなというご提言です。</p>
<p>専門部会長</p>	<p>このお話を受けて、専門部会の協議の中での議論などのお話があれば願います。</p> <p>まず大社地域には事業所がないということでご提案いただいた大社行政センターの活用について、市内で身近なところで相談できるように、ご提案を参考に、具体的に、市や基幹相談支援センターと検討していけたらと思います。</p> <p>次に、今後、精神障がい者や障がい児にかかる相談が増えていくことに伴う相談体制の強化を具体的にどんな体制にしたら良いかということについてですが、研修等を実施し、対応できる事業所を広げていくという取組を行っていきます。委託相談支援事業所で、広く対応できるようにし、それでも対応が困難</p>

	<p>なケースを、主幹相談支援事業所が対応できる体制を整えていけたら良いと考えます。</p> <p>相談支援事業所のスタッフに、弁護士や、心理を担当する職員を入れたらどうかとのご提案につきましては、相談支援事業所に設置する人員配置基準があります。管理者1名と、少なくとも相談支援専門員1名以上の設置が定められておりまして、他の通所の福祉サービス事業所とは異なり、その専門職の配置に対する加算などは相談支援事業所に関しては無いというのが実情です。</p> <p>そういう専門職が配置されている相談機関などにつなげていくというのが、相談支援事業所の役割になってきます。</p> <p>相談支援専門員の研修に当事者や家族会のメンバーが参加していくというご提案に関しましては、令和5年度に、市、専門部会の中のくらし部会の方の企画で、当事者の方に参加してもらって、いろいろ日頃の生活の中で感じていることや、こういう配慮してもらえたらいい、こういう資源があったらいいといったところをお話してもらって、相談支援専門員と一緒に考えるという形での研修を実施していました。今後もそういった当事者の方や家族会の方の体験等を共有させていただくような研修を設けていけたらと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>いろいろ議論していただきながら、今に至っているというご説明があった。相談というものは、実に微妙なものですから、はじめから当事者に関わっていただくかどうか、もしかしたらそこにつなげていくということも含め、今後も検討していく内容だと思う。丁寧にありがとうございました。</p> <p>その他に何かご質問ご意見はあるか。</p>
<p>A 委員</p>	<p>人員配置基準や、専門職の配置についてのご意見や回答のなかで、欠けている点があると思います。それは、出雲市に、今、増えている外国籍の方たちについてです。知り合いになったブラジルの方で、仕事でうつになって、クリニック受診し、薬を飲みながら働いているという人もいますね。</p> <p>困ったときに、相談事業所に連れていっても、対応が十分にできないというところがすごく多く、基幹相談支援センターには、外国籍の方が来たときに十分な対応ができるよう通訳者は必要じゃないかと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>今日いただいたご意見は、市で、今後も検討していく材料になっていきます。先ほどの外国籍の方への対応の1つとして通訳者を配置するというのも案として考えられると思うが、今の時点で何か事務局からあるか。</p>
<p>事務局</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>確かに、特にブラジル国籍の方が増えていらっしゃいますので、相談に来庁される方も多くいらっしゃると思います。常時、通訳者を配置することは困難ですが、基幹相談支援センターは市役所内に配置しますので、文化国際室の通訳者や、あとは最近では、翻訳アプリもあるので、それを活用しながら、外国籍の方も安心して相談をしていただけるような体制を整備していきたいと考えております。</p>
<p>会長</p>	<p>そのほか何かあるか。</p>

B 委員	資料 8 ページに相談支援専門員の確保や増員に向けた取組とありますが、ちょっとわからないのですが、これは各法人や管理者が考えるということだけでなく、市が、相談支援専門員さんを増やしていくような取組をしないとイケないと思います。やっぱり当事者の人や家族がものすごい困るということで。マンパワーの確保に関して、資金の援助ができる仕組みがあるのかどうか教えてください。
会長	事務局いかがか。
事務局	市では、直接、相談支援専門員の賃金の補助というものはありませんが、研修会などを通して、相談支援専門員の質の向上や、研修会の開催などに予算を充て、相談支援専門員の皆さん全体のスキルアップにつなげていくことと、提言にある中で、法人や管理者に働きかけることが必要だと書かれております。計画にも、サービスの支援のスタートである相談支援は非常に重要だということを位置付けております。これは市の方からも、社会福祉法人や相談支援事業所がある法人へ、相談支援の重要性をお話をさせていただけたらと考えております。
会長	ありがとうございました。ほかにあるか。 では、いただいたご提言や、本日の委員の皆さんからのご意見を受けて、事務局の方では今後、ご検討をよろしくお願いします。
4. 報告事項	それでは、報告に移る。日常生活用具給付に係る基準額等の変更について事務局から説明をお願いします。
事務局	(事務局説明)
会長	ただいま事務局からのご説明について何かご質問、ご意見あるか。 では、報告事項は以上です。 その他、全体を通してご意見や、情報提供があれば、お願いします。
A 委員	今、県の方でも精神の方の当事者でピアサポーターを養成する計画が出ています。今、出雲市はピアサポーターの人数は少ないですが、ぜひ今後、ピアサポーターが増えていけば、当事者として、相談事業で、活用していただけたらと思います。
会長	ピアサポーター養成の講座に対しても働きかけても欲しいし、養成された人材の活用も、図っていただきたいということでもよろしいか。 他にいかがか。
B 委員	市内で子ども食堂が 30 ヲ所から 40 ヲ所ぐらいあるとのことで、知り合いの方から子ども食堂だけでなく、シェルターもやっているとの話を伺いました。非常に今、暴力や、親子で逃げる、ギャンブルの依存で逃げていて、困っているというようなお話でした。子どもの貧困率は、母子家庭はものすごい高く、生活の苦しさや恐怖がある中で、市としてこういうシェルターというようなものに対しての援助、子ども食堂に対する援助はいかがでしょうか。子ども、本当に命が人権が守られてないなというふうにしみじみ、その人から学びました。

会長	事務局いかがか。
事務局	<p>先ほどシェルターのお話も出ましたけど、例えば家庭内で女性のDVなどについては、県でも用意されておりますので、そういったところへ取り次ぐというようなことがあります。</p> <p>それ以外に、親から子どもへの暴力であったり、今ここにいると危ないということがあれば、そういった情報を受けて、適切に対応させていただくとこととしております。</p> <p>また子ども食堂について、最近、子ども食堂は、社会福祉協議会さんの調べで35カ所あると伺っております。</p> <p>子ども食堂も、当初は子どもの貧困というところからのスタートだったんですけども、最近はいろんなパターンがあり、居場所的なニュアンスも強くなっている子ども食堂の方が多いと聞いております。</p> <p>ただ、食べるものが無いといったことで生活の貧困ということになりますと、そういったご相談があれば、ぜひとも、福祉推進課の方におつなぎいただきたい。適切な対応できるのではないかと考えておりますので、福祉推進課にご相談いただくようお願いしたいと思います。</p>
会長	<p>また違う角度からのご質問いただきましてありがとうございます。</p> <p>他にあるか。</p>
C委員	<p>子ども食堂について、出雲市社会福祉協議会では、子ども食堂の活動を応援するという取組を進めております。現在35の団体があり、この1年間ぐらいで10カ所増えたというふうに承知しております。それらの活動の元々のところはやはり子どもの貧困ということがスタートではあったかと思えますけども、先ほど事務局からのお話がありましたように、子どもさんの居場所だけではなく、あらゆる年代の方が安心して過ごせる場所をめざしているというところが大変多いと思います。</p> <p>活動のそもそものスタートのところで、そうした交流や、居場所をめざしていく活動の運営者の皆さんもおられますし、一方で子どもさんの虐待であるとか、親子の関係をもう少し豊かなものにしていくという視点からの取組が始まったというところもあります。それぞれの運営者によって取組のスタートのあり方や内容が非常に多様になっているということがございます。</p> <p>運営に対しては非常にそれぞれ工夫していらっしゃるんですけども、昨日か今日の新聞記事に、金融機関からのいろんなご支援あるいは企業さん、地元の住民の皆さんからの食材のご提供や、金銭的なご援助などがあってそれぞれが工夫しながら進めていらっしゃるとうございました。</p> <p>社会福祉協議会では、子ども食堂の援助をしたいというお申し出があれば、子ども食堂への情報提供を行い、必要なものをお申し出いただくという取組を今進めているところです。</p> <p>それから、市内にあるNPO法人で、しまね子ども支援プロジェクトという法人があります。子どもさんの、特にひとり親家庭を援助していこうというところで進める活動がありまして、こうしたところに向けても、いろんな住民の方や企業さん等々の援助が進められてると聞いております。補足と情報提供も併せてお話をさせていただきました。</p>
会長	<p>現状がよくわかるご説明いただきましてありがとうございます。</p> <p>他にあるか。</p>

D 委員	<p>島根大学医学部の中に医療的ケア児支援センターができてから何年か経ちました。医療的ケア児について、あるいは者も含めての話ですが、その実態についてです。医療的ケアの必要がありながらも、生活に不便をあまり感じずに生活できているのか、あまり実態がわからないので、支援センターの相談の実際や、そういう方々の生活に支援が届いているのか、以前は吸引があったり呼吸器をつけたりすると、福祉サービスが受けられなかったことやサービス事業所に行けないということが多かったのですが、最近はどうでしょうか。</p> <p>ヘルパーさんでも医療的ケアができる方が増えていて、特に県内でも出雲は、結構そういった事業所が増えてるので、利用しやすくなっていると思いますが、何か気づいたことや課題がありましたら教えていただけたらと思います。</p>
会長	委員の皆様方から、ご自身の所属での状況や情報があれば、お話をお願いしたい。
専門部会長	<p>島根県医療的ケア児支援センターができ、支援センター主催で、相談支援専門員など支援者向けの研修が実施されたり、訪問看護などを行われている訪問看護事業所が医療的ケア児の支援に入るといったように、訪問看護の事業所を広げていくように働きかけられたりして、少しずつ医療的ケアの児童の対応ができる訪問看護の事業所が増えてきているというような実態はあります。</p> <p>相談支援専門員の立場としての医療的ケア児の方々への支援というところで、同行支援を進めていったほうがいいかなと困ったりしたときには、医療的ケア児支援センターに相談して、支援会議にセンターのコーディネーターに入ってもらったり、具体的なケアの内容などを、受け入れをしていただく保育所へ、少しレクチャーしてもらおうといった動きもされているという実態があります。</p>
E 委員	<p>小中学校における医療的ケア児の受け入れについてご説明します。</p> <p>令和5年度から受け入れを開始しており、今年度については小学校で2校、中学校で1校で受け入れを開始しております。</p> <p>すべて訪問看護ステーションに委託し、そこから看護師を配置している状況です。</p> <p>看護師を探すことが本当に大変で、看護師をいかに見つけるかが課題というところでは。</p>
会長	他に何かあるか。事務局はいかがか。
事務局	<p>先ほどお話があったように、医療的ケアが必要な子どもさんに対する支援は少しずつ資源が整ってきていると思っています。</p> <p>県が育成をしている医療的ケア児のコーディネーターについても、本市におきましては20数名と、年々増えてきておりまして県内でも一番じゃないかなと思っています。</p> <p>課題としては、医療型の短期入所について、県立中央病院でも受け入れをしてくださっていますが、多くの方々が、松江まで短期入所ご利用のために出向かなければならず、お子さんと保護者さんの負担を考えると、どうにかこの近くで対応できないかというところは、引き続きの課題だと認識しております。</p>
会長	ありがとうございました。

	D委員、よろしいですか。
D委員	依然として30年前とあまり変わらないなという感じはしますが、でも1歩ずつ進んでいるというのを感じているので、今後ともよろしく願います。
会長	他にあるか。
F委員	家族のご相談ということについて情報提供を1つさせてください。発達障害者支援センターで、ペアレントメンターという、発達障がいの児を育てられた保護者さんが相談役となって、相談対応していただけるという、そういった制度を設けて県などでやっています。年々、養成研修を通して相談員さんが増えている状況です。このペアレントメンターさんとして活躍されたい保護者さんが非常に多くおられます。東部で27人くらいです。寄り添ったお話など支援ができるのではないかと考えております。事務局はウィッシュですので、もし必要があればご相談いただければ調整できるかと思います。
会長	では、当日配布の資料の「専門部会等の活動報告」と「電話リレーサービス」と「ヨメテル」について事務局から説明をお願いします。
事務局	(事務局説明)
会長	ではこれで本日予定の議事は終了したので、進行を事務局へお返しする。
事務局	会長ありがとうございました。 おかげさまで皆様からたくさんのご意見をいただくことができました。 ありがとうございました。
5. 健康福祉部長あいさつ	省略
事務局	それでは、新年度の予定をお話させていただきます。 令和7年度につきましては、計画策定の前年に当たりますので、ニーズ調査などを予定しております。年3回の会議をさせていただきたいと考えております。6月ごろ第1回の会議を開催させていただき、令和6年度の障がい福祉サービスの状況報告等も予定しております。 改めてご案内を送らせていただきますので、よろしく願いいたします。 以上で閉会とさせていただきます。 皆様大変ありがとうございました。